

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 4 項における  
「社会資本整備審議会が軽微な事項と認めるもの」の取り扱いについて（案）

〔 令和〇年〇月〇日  
社会資本整備審議会決定 〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）  
第 3 条第 4 項（法第 3 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）における  
「社会資本整備審議会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。

- 1 他の法令の制定又は改廃、制度の改正等に伴い当然必要とされる事項の変更
- 2 実質的な内容の変更を伴わない変更
- 3 日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）（法第 3 条の 2 第 2 項を準用する場合には、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）。以下同じ。）において引用する他の建築物の基準において仕様の追加、変更又は削除する改正が行われた場合における、日本住宅性能表示基準における同様の仕様の追加、変更又は削除（求める性能の水準が従前と同一である場合に限る。）
- 4 その他、会長が軽微な事項と判断した変更